【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2025年10月21日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 小池 広靖

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 ノムラ・グローバル・オールスターズ

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2025年4月17日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。 第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況 第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1ファンドの性格

(3)ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(2025年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2)投資対象

<更新後>

日本、先進国、新興国の各株式、日本、米国、欧州、豪州、新興国の各債券、ハイ・イールド債、および世界のREITの10の資産について、各アセットクラスを実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 八. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める複数の投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

ファンドは、以下に示す投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象とする投資信託証券

実質的な主要投資対象	投資信託証券
日本株式	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド
先進国株式	グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド
新興国株式	ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド
日本債券	ノムラ日本債券オープン マザーファンド
米国債券	ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド
欧州債券	ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド
豪州債券	野村豪州債券ファンド マザーファンド
新興国債券	野村エマージング債券マザーファンド
ハイ・イールド債	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド
世界REIT	ノムラ・ワールドREITマザーファンド

上記に記載した投資信託証券は、今後、定性・定量評価等を勘案して投資対象から除外される場合、あるいは、上記に記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

なお、以下は各投資信託証券の特色、投資制限、関係法人について、2025年10月21日現在で委託会 社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、投資信託証券の委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があり

ます。

ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド

(ファンドの特色)

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内 とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

グローバル・エクイティ (除く日本)・マザーファンド

(ファンドの特色)

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案した ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

GQG Partners LLC (GQG・パートナーズ・エルエルシー)に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内 とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	GQG・パートナーズ・エルエルシー

(外部委託契約について)

委託する範囲	株式等の運用
委託先名称	GQG Partners LLC (GQG・パートナーズ・エルエルシー)
委託先所在地	米国 フロリダ州 フォートローダーデール
委託に係る費用	「グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。 マザーファンドの平均純資産総額 外部委託先報酬率 300億円以下の部分 年0.50% 300億円超の部分 年0.45%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド

(ファンドの特色)

この投資信託は、新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買 コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー (Acadian Asset Management LLC) に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純試算総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

(外部委託契約について)

委託する範囲	株式等の運用
委託先名称	Acadian Asset Management LLC (アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー)
委託先所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン市
委託に係る費用	「ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、年0.60%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ノムラ日本債券オープン マザーファンド

(ファンドの特色)

わが国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット 分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社 債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指 します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上。BBB - を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断した

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

ノムラ-ブラックロック米国債券オープン マザーファンド

(ファンドの特色)

米国ドル建の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

公社債への投資にあたっては、主として、()米国の国債(政府機関債を含む。以下同じ。)(以下「米国国債」といいます。)、()会社およびその他の発行体によって発行された債券(以下「社債」といいます。)および()下記に規定しているアセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

ファンドは、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

- ()相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- ()デュレーション管理
- ()個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
- ()徹底した信用分析

米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および 利息の支払いが保証されている債券に投資します。

社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

アセット・バック証券とは、主として米国ドル建のモーゲージ・バック証券(「MBS」)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券(「CMBS」)、(狭義の)アセット・バック証券(「ABS」)およびこれらに類似した証券などを総称していいます。アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資する証券は、主として、投資適格格付(BBB-、Baa3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上(B-、B3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるもの)の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。

投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の投資割合は 信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原 則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為 替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.) に、当ファンドの海外の公社債等(短期金融商品を含む)の運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

(外部委託契約について)

委託する範囲	海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	BlackRock Financial Management, Inc. (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク)
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
委託に係る費用	「ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド」の外部委託先の報酬 は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額 (月末純資産総額の平均値)に、年0.13%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド

(ファンドの特色)

汎欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的 として運用を行ないます。

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および 銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付(BBB格相当以上の格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB - 相当未満B - 相当以上の格付を有する公社債(同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。)については、取得時にお

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

いて信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(Insight Investment Management (Global) Limited)に当ファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	インサイト・インベストメント・マネジメント (グローバル) リミ
	テッド

(外部委託契約について)

委託する範囲	海外の公社債	等(含む金融商品等)の運用		
委託先名称	Insight Investment Management (Global) Limited (インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド)			
委託先所在地	英国 ロンド	ン市		
委託に係る費用	「 ノムラ - イ 酬の中から 率を乗じて得	ンサイト欧州債券 マザーファンド」 払うものとし、その報酬額は、信託財 た額とします。 マザーファンドの平均純資産総額 1,000億円以下の部分 1,000億円超の部分	の外部委託先の報酬は、委 対産の日々の平均純資産総額 外部委託先報酬率 年0.20% 年0.17%	託会社報に、次の

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

野村豪州債券ファンド マザーファンド

(ファンドの特色)

オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を主 要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

投資する公社債は、投資時点において、BBB - 相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同 等の信用度を有すると判断される公社債とします。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済・投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケットリス ク分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析に基づき、デュレーション、イー ルドカーブ戦略、セクター配分(種別・格付別等の配分)、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更 し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度 の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が 必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内と します。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則と してオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換お よび新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式 への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超え ることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないま せん。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該 比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称		
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社		
受託会社	野村信託銀行株式会社		

野村エマージング債券マザーファンド

(ファンドの特色)

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「新興国債券」といいます。)を主要投資 対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、 テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします(OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。)。
- ・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

ファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

Wellington Management Company LLP(ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー)に当ファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と します。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えること となるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(外部委託契約について)

委託する範囲	海外の公社債等(含む金融商品)の運用	
委託先名称	Wellington Management Company LLP	
安武兀石彻	(ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エ	ルエルピー)
委託先所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	
	「野村エマージング債券マザーファンド」の外部委	託先の報酬は、委託会社報酬の
	中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の	日々の平均純資産総額に、次の
	率を乗じて得た額とします。	
委託に係る費用	マザーファンドの平均純資産総額	外部委託先報酬率
	500億円以下の部分	年0.45%
	500億円超の部分	年0.40%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

(ファンドの特色)

主として米国ドル建のハイ・イールド・ボンドに投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指し、積極的な運用を行ないます。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS(リミテッド・パートナーシップ)の発行する債務証券または債務証書、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)に当ファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および 新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産 の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージ メント・インク

(外部委託契約について)

委託する範囲	海外の公社債等(含む金融商品)の運用
委託先名称	NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
委託に係る費用	「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬 の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総 額の平均値)に、年0.60%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ノムラ・ワールドREITマザーファンド

(ファンドの特色)

世界各国(新興国を含みます。)の不動産投資信託証券 (以下「REIT」といいます。)を主要投資対象 とし、配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とし ます。なお、株式および上場投資信託証券(ETF)にも投資する場合があります。

世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社 団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

世界各国のマクロ経済見通し等に基づくトップダウンアプローチと個別銘柄の調査に基づくボトムアップ アプローチを組み合わせて、各銘柄からのキャッシュフローの成長性などの分析を行ない、割安性に着目 して投資対象銘柄を選定し、流動性、市況動向、リスク分散なども考慮してポートフォリオを構築するこ とを基本とします。

株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事 業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Cohen & Steers Capital Management, Inc. (コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・イン ク)に当ファンドのREIT、株式および上場投資信託証券(ETF)の運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

投資信託証券(上場投資信託証券(ETF)およびREITを除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総 額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整 を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

(外部委託契約について)

委託する範囲	世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証 券(REIT)、株式および上場投資信託証券(ETF)の運用
委託先名称	Cohen & Steers Capital Management, Inc. (コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)
委託先所在地	米国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託に係る費用	「ノムラ・ワールドREITマザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払 うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、年 0.45%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(4)分配方針

<訂正前>

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記 の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に 係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配す ることができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てるこ とができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその 金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

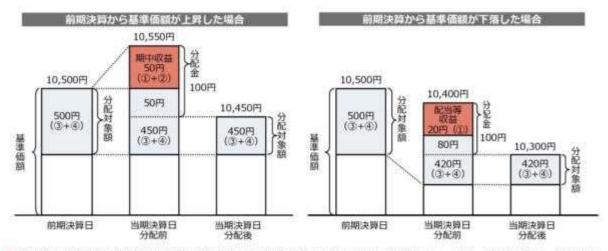
<u>「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、</u>再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 - 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

 ◆投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の 投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の回はイメージ回であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準値額について示唆、保証するものではありません。

<訂正後>

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記 の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその 金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

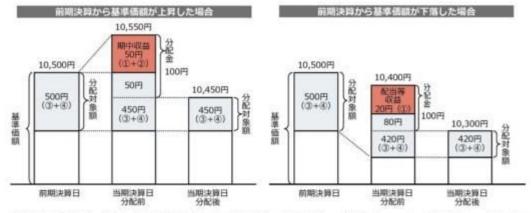
◆分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 - 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
 - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金③収益調整金です。

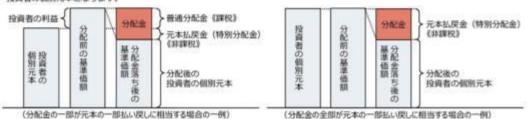


 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金 分配金落ち後の基準値額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金 分配金落ち後の基準値額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本 払戻金 (特別分配金) となります。

 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合。分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の 投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

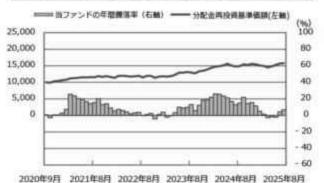
3投資リスク

<更新後>

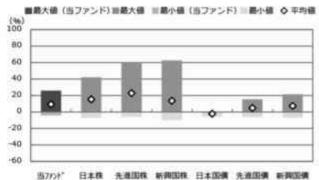
訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

■ リスクの定量的比較 (2020年9月末~2025年8月末:月次)

ファンドの年間順落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの腔落率の比較



	当かけ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(96)	25.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小值 (%)	△ 4.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	9.4	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数 化しております。
- 年間順落率は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末にお ける1年間の機落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません
- *2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の機 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ・決算日に対応した数値とは異なります。

当ファント

- *当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

く代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東延株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベー
- ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI回債
- ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース) ○新興国債:IPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証券価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証券通指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証券価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X 」といいます。)の知的財産であり、指数の算出。 指数値の公表、利用など東延株機指数 (TOPIX) (配出込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東延株機指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東延株機指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の興出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本務品は、JPXにより提供、保延又は販売されるものではなく、本務品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し てもJPXは責任を負いません

- Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同語数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

 OIPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、全熱拠品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション。或いは指数に関連する何らかの前品の機構や値段を決めるものでもありません。また、投資機略や税金における会計アドバイスを活的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は適かなものと考えられますが、IPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、IPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは特象のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融拠品について、IPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売費を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。
 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)についての増助、保険または販売を描を行いません。経券成いは金融商品全数、成いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって貸出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付籍する情報について保証するものではありません。指数は個音なスポンサーが保有する料度であり、その外を構はすべて指数スポンサーに提展します。

 JPMSLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係を行う際はないません。

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4手数料等及び税金

(3)信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.595%(税抜年

1.45%)以内(2025年10月21日現在年1.595%(税抜年1.45%))の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、その配分についてはファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<ファンドの純資産総額><委託会社><販売会社><受託会社>3,000億円以下の部分年0.85%年0.55%年0.05%3,000億円超の部分年0.86%年0.55%年0.04%

*上記配分は、2025年10月21日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または 信託終了のときファンドから支払われます。

*ファンドが投資対象とする投資信託証券については、2025年10月21日現在、信託報酬は収受しておりませんので、ファンドにおける実質的な信託報酬も上記と同じです。また、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理および事務手続き 等	ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等

(5)課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315% および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴 収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
--------	---------------------------------	--------

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益 分配金

特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の

・譲渡益 ・譲渡損 ・上場株式の配当・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

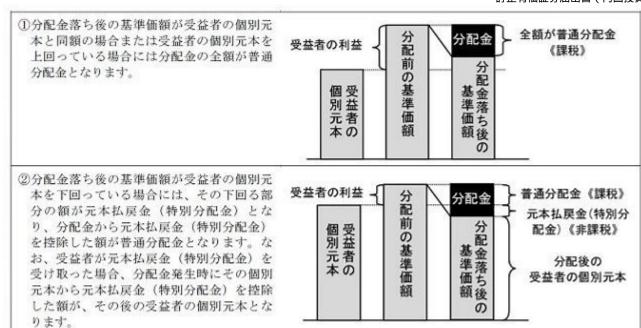
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

<更新後>

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
ファンド	1.70	1.59	0.11	_	=

(2024年11月21日~2025年5月20日)

- *総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- *ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- *投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- *ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- *ファンドのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- *ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- *上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- *最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 運用状況

以下は2025年8月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	23,120,428,830	99.61
現金・預金・その他資産(負債控除後)		89,523,651	0.38
合計 (純資産総額)	•	23,209,952,481	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			ノムラ・ジャパン・オープン マ ザーファンド	506,663,458	4.4321	2,245,583,113	4.9911	2,528,807,985	10.89
2			ノムラ - アカディアン新興国株 ファンド マザーファンド	390,538,006	6.1254	2,392,201,502	6.0826	2,375,486,475	10.23
3			野村エマージング債券マザーファ ンド	603,535,210	3.7891	2,286,855,265	3.8696	2,335,439,848	10.06
4			野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	483,885,581	4.7023	2,275,375,168	4.7619	2,304,214,748	9.92
5	· ·		ノムラ・ワールドREITマザー ファンド	956,038,949	2.3743	2,269,923,277	2.4052	2,299,464,880	9.90
6			ノムラ - インサイト欧州債券 マ ザーファンド	1,093,857,075	2.1150	2,313,507,714	2.1016	2,298,850,028	9.90
7	· ·		野村豪州債券ファンド マザー ファンド	697,893,568	3.2726	2,283,926,491	3.2907	2,296,558,364	9.89
8			ノムラ - ブラックロック米国債券 オープン マザーファンド	741,907,043	3.0078	2,231,508,004	3.0432	2,257,771,513	9.72
9			グローバル・エクイティ(除く日 本)・マザーファンド	203,826,541	10.8848	2,218,611,134	10.8872	2,219,100,317	9.56
10			ノムラ日本債券オープン マザー ファンド	1,674,566,818	1.3226	2,214,782,074	1.3166	2,204,734,672	9.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.61
合 計	99.61

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり糾	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第18特定期間	(2016年 1月20日)	28,504	28,616	1.0167	1.0207
第19特定期間	(2016年 7月20日)	27,520	27,628	1.0216	1.0256
第20特定期間	(2017年 1月20日)	27,458	27,560	1.0773	1.0813

				訂 止 行 叫 祉 分,	<u>伸山音(內国投具活式</u>
第21特定期間	(2017年 7月20日)	26,558	26,654	1.1139	
第22特定期間	(2018年 1月22日)	25,922	26,012	1.1541	1.1581
第23特定期間	(2018年 7月20日)	24,284	24,371	1.1136	1.1176
第24特定期間	(2019年 1月21日)	22,087	22,172	1.0433	1.0473
第25特定期間	(2019年 7月22日)	22,054	22,136	1.0777	1.0817
第26特定期間	(2020年 1月20日)	22,622	22,702	1.1342	1.1382
第27特定期間	(2020年 7月20日)	20,022	20,098	1.0516	1.0556
第28特定期間	(2021年 1月20日)	20,415	20,488	1.1159	1.1199
第29特定期間	(2021年 7月20日)	20,864	20,935	1.1823	1.1863
第30特定期間	(2022年 1月20日)	20,917	20,987	1.1988	1.2028
第31特定期間	(2022年 7月20日)	20,696	20,765	1.2055	1.2095
第32特定期間	(2023年 1月20日)	19,744	19,812	1.1614	1.1654
第33特定期間	(2023年 7月20日)	21,386	21,453	1.2808	1.2848
第34特定期間	(2024年 1月22日)	22,404	22,470	1.3718	1.3758
第35特定期間	(2024年 7月22日)	24,411	24,475	1.5243	1.5283
第36特定期間	(2025年 1月20日)	23,419	23,482	1.4980	1.5020
第37特定期間	(2025年 7月22日)	22,969	23,030	1.5023	1.5063
	2024年 8月末日	23,235		1.4544	
	9月末日	23,244		1.4599	
	10月末日	23,908		1.5147	
	11月末日	23,447		1.4911	
	12月末日	23,856		1.5245	
	2025年 1月末日	23,473		1.5058	
	2月末日	22,891		1.4716	
	3月末日	22,497		1.4521	
	4月末日	21,676		1.4073	
	5月末日	22,134		1.4389	
	6月末日	22,744		1.4815	
	7月末日	23,196		1.5179	
	8月末日	23,209		1.5262	

分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第18特定期間	2015年 7月22日~2016年 1月20日	0.0120円
第19特定期間	2016年 1月21日~2016年 7月20日	0.0120円
第20特定期間	2016年 7月21日~2017年 1月20日	0.0120円
第21特定期間	2017年 1月21日~2017年 7月20日	0.0120円
第22特定期間	2017年 7月21日~2018年 1月22日	0.0120円
第23特定期間	2018年 1月23日~2018年 7月20日	0.0120円
第24特定期間	2018年 7月21日~2019年 1月21日	0.0120円
第25特定期間	2019年 1月22日~2019年 7月22日	0.0120円
第26特定期間	2019年 7月23日~2020年 1月20日	0.0120円
第27特定期間	2020年 1月21日~2020年 7月20日	0.0120円

第28特定期間	2020年 7月21日~2021年 1月20日	0.0120円
第29特定期間	2021年 1月21日~2021年 7月20日	0.0120円
第30特定期間	2021年 7月21日~2022年 1月20日	0.0120円
第31特定期間	2022年 1月21日~2022年 7月20日	0.0120円
第32特定期間	2022年 7月21日~2023年 1月20日	0.0120円
第33特定期間	2023年 1月21日~2023年 7月20日	0.0120円
第34特定期間	2023年 7月21日~2024年 1月22日	0.0120円
第35特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	0.0120円
第36特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	0.0120円
第37特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

収益率の推移

計算期間	収益率
2015年 7月22日~2016年 1月20日	12.0%
2016年 1月21日~2016年 7月20日	1.7%
2016年 7月21日~2017年 1月20日	6.6%
2017年 1月21日~2017年 7月20日	4.5%
2017年 7月21日~2018年 1月22日	4.7%
2018年 1月23日~2018年 7月20日	2.5%
2018年 7月21日~2019年 1月21日	5.2%
2019年 1月22日~2019年 7月22日	4.4%
2019年 7月23日~2020年 1月20日	6.4%
2020年 1月21日~2020年 7月20日	6.2%
2020年 7月21日~2021年 1月20日	7.3%
2021年 1月21日~2021年 7月20日	7.0%
2021年 7月21日~2022年 1月20日	2.4%
2022年 1月21日~2022年 7月20日	1.6%
2022年 7月21日~2023年 1月20日	2.7%
2023年 1月21日~2023年 7月20日	11.3%
2023年 7月21日~2024年 1月22日	8.0%
2024年 1月23日~2024年 7月22日	12.0%
2024年 7月23日~2025年 1月20日	0.9%
2025年 1月21日~2025年 7月22日	1.1%
	2015年 7月22日 ~ 2016年 1月20日 2016年 1月21日 ~ 2017年 1月20日 2017年 1月21日 ~ 2017年 7月20日 2017年 7月21日 ~ 2018年 1月22日 2018年 1月23日 ~ 2018年 7月20日 2018年 7月21日 ~ 2019年 1月21日 2018年 7月21日 ~ 2019年 1月21日 2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日 2019年 7月23日 ~ 2020年 1月20日 2020年 1月21日 ~ 2021年 1月20日 2020年 7月21日 ~ 2021年 7月20日 2021年 1月21日 ~ 2022年 7月20日 2022年 7月21日 ~ 2022年 1月20日 2022年 7月21日 ~ 2022年 7月20日 2022年 7月21日 ~ 2023年 1月20日 2022年 7月21日 ~ 2023年 1月20日 2023年 7月21日 ~ 2023年 1月20日 2023年 7月21日 ~ 2023年 1月20日 2023年 1月21日 ~ 2023年 7月20日 2023年 7月21日 ~ 2024年 1月22日 2024年 1月23日 ~ 2024年 7月22日 2024年 7月23日 ~ 2025年 1月20日

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第18特定期間	2015年 7月22日~2016年 1月20日	135,168,963	2,451,440,579	28,036,055,638
第19特定期間	2016年 1月21日~2016年 7月20日	150,284,704	1,248,913,410	26,937,426,932
第20特定期間	2016年 7月21日~2017年 1月20日	133,906,449	1,582,829,743	25,488,503,638

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第21特定期間	2017年 1月21日~2017年 7月20日	125,483,898	1,771,642,088	23,842,345,448
第22特定期間	2017年 7月21日~2018年 1月22日	137,036,667	1,518,139,658	22,461,242,457
第23特定期間	2018年 1月23日~2018年 7月20日	99,149,693	754,215,018	21,806,177,132
第24特定期間	2018年 7月21日 ~ 2019年 1月21日	108,834,300	744,586,196	21,170,425,236
第25特定期間	2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日	97,456,059	802,805,078	20,465,076,217
第26特定期間	2019年 7月23日~2020年 1月20日	358,928,422	877,645,947	19,946,358,692
第27特定期間	2020年 1月21日~2020年 7月20日	183,641,432	1,089,294,108	19,040,706,016
第28特定期間	2020年 7月21日~2021年 1月20日	102,177,794	847,010,332	18,295,873,478
第29特定期間	2021年 1月21日~2021年 7月20日	175,116,501	823,419,905	17,647,570,074
第30特定期間	2021年 7月21日~2022年 1月20日	233,484,678	431,805,944	17,449,248,808
第31特定期間	2022年 1月21日~2022年 7月20日	137,997,133	418,246,851	17,168,999,090
第32特定期間	2022年 7月21日~2023年 1月20日	171,611,911	339,670,282	17,000,940,719
第33特定期間	2023年 1月21日~2023年 7月20日	145,485,344	448,593,539	16,697,832,524
第34特定期間	2023年 7月21日 ~ 2024年 1月22日	193,192,841	559,036,345	16,331,989,020
第35特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	162,849,429	479,691,476	16,015,146,973
第36特定期間	2024年 7月23日 ~ 2025年 1月20日	109,779,599	491,177,577	15,633,748,995
第37特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	63,064,296	407,187,362	15,289,625,929

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

<更新後>



運用実績 (2025年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)

分配の推移

-			 	
III.			 	
~	-	-	 m	and the last
100000				
_				_

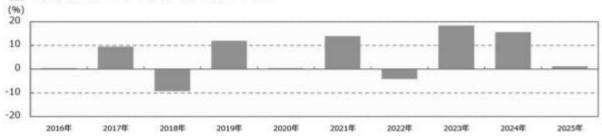
(1/11100)	C-21 BK(76)	407
2025年7月	40	円
2025年5月	40	円
2025年3月	40	円
2025年1月	40	円
2024年11月	40	円
直近1年間累計	240	円
設定来累計	4,530	円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	投資比率(%)
1	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド	10.9
2	ノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド	10.2
3	野村エマージング債券マザーファンド	10.1
4	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	9.9
5	ノムラ・ワールドREITマザーファンド	9.9
6	ノムラーインサイト欧州債券 マザーファンド	9.9
7	野村豪州債券ファンド マザーファンド	9.9
8	ノムラーブラックロック米国債券オープン マザーファンド	9.7
9	グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド	9.6
10	ノムラ日本債券オープン マザーファンド	9.5

年間収益率の推移(層年ペース)



- ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・グローバル・オールスターズ

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年1月21日から2025年7月22日まで)の財務 諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1財務諸表

(1)貸借対照表

		(単位:円)
	前期 (2025年 1月20日現在)	当期 (2025年 7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	86,201,078	95,621,839
親投資信託受益証券	23,248,410,702	22,798,403,368
未収入金	214,000,000	209,000,000
未収利息 _	560	1,278
流動資産合計	23,548,612,340	23,103,026,485
資産合計	23,548,612,340	23,103,026,485
流動負債		
未払収益分配金	62,534,995	61,158,503
未払解約金	3,058,933	10,498,916
未払受託者報酬	2,174,427	2,135,753
未払委託者報酬	60,883,933	59,801,045
その他未払費用	130,444	128,122
流動負債合計	128,782,732	133,722,339
負債合計	128,782,732	133,722,339
元本等		
元本	15,633,748,995	15,289,625,929
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,786,080,613	7,679,678,217
(分配準備積立金)	8,130,192,074	8,045,988,363
元本等合計	23,419,829,608	22,969,304,146
純資産合計	23,419,829,608	22,969,304,146
負債純資産合計	23,548,612,340	23,103,026,485

(2) 損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
受取利息	114,961	225,996
有価証券売買等損益	49,725,397	413,992,666
その他収益		9
営業収益合計	49,610,436	414,218,671
営業費用		
受託者報酬	6,448,783	6,209,517
委託者報酬	180,565,724	173,866,466

7,679,678,217

	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
その他費用	386,863	372,507
営業費用合計	187,401,370	180,448,490
営業利益又は営業損失()	237,011,806	233,770,181
経常利益又は経常損失()	237,011,806	233,770,181
当期純利益又は当期純損失()	237,011,806	233,770,181
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	417,702	5,442,989
期首剰余金又は期首欠損金()	8,396,782,861	7,786,080,613
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,071,113	29,431,787
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	53,071,113	29,431,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,161,277	190,433,371
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	237,161,277	190,433,371
分配金	189,182,576	184,613,982

(3)注記表

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 足説明 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

足説明 4.その他 当該財務諸表の特定期間は、2025年 1月21日から2025年 7月22日までとなっており

(重要な会計上の見積りに関する注記)

期末剰余金又は期末欠損金()

該当事項はありません。

(俊供計昭主に関する注記)

_	<u>(貝旧刈炽衣に渕りる注記)</u>			
	前期		当期	
	2025年 1月20日現在		2025年 7月22日現在	
	1. 特定期間の末日における受益権の総数	女 1.	. 特定期間の末日における受益権の総	数
		15,633,748,995□		15,289,625,929
	2. 特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額 2.	. 特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	1.4980円	1口当たり純資産額	1.5023円
	(10 000日当たり鉢資産額)	(14 980円)	(10 000日当たけ4番産額)	(15 023円)

(損益及	び剰タ	全金計	算書	に関	する	る注記))
---	-----	-----	-----	----	----	----	------	---

1 to T to the m	. W 4 4 7 5 # -
至 2025年 1月20日	至 2025年 7月22日
自 2024年 7月23日	自 2025年 1月21日
前期	当期
<u> 剰余金計昇書に関する汪記)</u>	

1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委 -ファンドにおい 託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド 支払金額 38,975,305 円

ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド 支払金額 37,711,214 円

ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド 支払金額 3,922,616 円

ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド 支払金額 7,281,456 円

野村豪州債券ファンド マザーファンド

支払金額 541,736 円

野村エマージング債券マザーファンド 支払金額 19,140,076 円

野村米国好利回り社債投信 マザーファンド 支払金額 131,277,171 円

ノムラ・ワールドREITマザーファンド 支払金額 23,121,256 円

2.分配金の計算過程

2024年 7月23日から2024年 9月20日まで

	0/3201100	
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	67,066,949円

1.運用の外部委託費用

7,786,080,613

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委 託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド 支払金額 35,341,060 円

ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド 支払金額 36,661,934 円

ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド 支払金額 5,773,667 円

ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド 支払金額 7,226,251 円

野村エマージング債券マザーファンド 支払金額 18,457,780 円

野村米国好利回り社債投信 マザーファンド 支払金額 123,960,755 円

ノムラ・ワールドREITマザーファンド 支払金額 21,634,639 円

2.分配金の計算過程

2025年 1月21日から2025年 3月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	64,918,841円

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		013
収益調整金額	С	665,090,686円
分配準備積立金額	D	8,235,355,210円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,967,512,845円
当ファンドの期末残存口数	F	15,925,492,654口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	5,630円
10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	63,701,970円
2024年 9月21日から2024年	₹11月20日まで	
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	124,712,116円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	674,216,191円
分配準備積立金額	D	8,124,858,746円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,923,787,053円
当ファンドの期末残存口数	F	15,736,402,999□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	5,670円
10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	62,945,611円
2024年11月21日から2025年	₹ 1月20日まで	
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	72,064,597円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	682,988,617円
分配準備積立金額	D	8,120,662,472円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,875,715,686円
当ファンドの期末残存口数	F	15,633,748,995□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	5,677円
10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	62,534,995円

	訂止有個証券組	<u> </u>
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	691,245,130円
分配準備積立金額	D	8,042,425,206円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,798,589,177円
当ファンドの期末残存口数	F	15,491,290,251□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	5,679円
10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	61,965,161円
2025年 3月22日から2025年	₹ 5月20日まで	
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	102,017,049円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	695,663,754円
分配準備積立金額	D	7,974,649,765円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,772,330,568円
当ファンドの期末残存口数	F	15,372,579,607□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	5,706円
10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	61,490,318円
2025年 5月21日から2025年	₹ 7月22日まで	
項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	143,328,668円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	700,442,572円
分配準備積立金額	D	7,963,818,198円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,807,589,438円
当ファンドの期末残存口数	F	15,289,625,929
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	5,760円
10,000口当たり分配金額	Н	40円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	61,158,503円

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2024年 7月23日	自 2025年 1月21日
至 2025年 1月20日	至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として選出することを見ぬした。	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変	
動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	β.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。 市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
す。	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	
把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025年 1月20日現在		当期 2025年 7月22日現在
貸借対	当対照表計上額、時価及び差額 対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し るため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1	I . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

2 . 時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

2 . 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項にざいません。

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日			当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日	
期首元本額	16,015,146,973円	 期首元本額		15,633,748,995円
期中追加設定元本額	109,779,599円	期中追加設定元本額		63,064,296円
期中一部解約元本額	491,177,577円	期中一部解約元本額		407,187,362円
2 女/再計光則/5				

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	129,819,797	1,060,694,718	
合計	129,819,797	1,060,694,718	

3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年7月22日現在)

(単位·円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープン マ ザーファンド	537,350,423	2,381,590,809	
		ノムラ - ブラックロック米国債券 オープン マザーファンド	737,226,269	2,217,502,894	
	ファンド	2,151,911,564			
		2,284,921,505			
		野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	484,096,134	2,276,365,250	
	ファンド		956,460,570	2,270,924,331	
		603,795,485	2,287,841,472	!	
		ノムラ - インサイト欧州債券 マ ザーファンド	1,094,331,594	2,314,511,321	
		グローバル・エクイティ(除く日 本)・マザーファンド	203,919,863	2,219,626,924	
		ノムラ - アカディアン新興国株ファ ンド マザーファンド	390,702,207	2,393,207,298	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

小計	銘柄数:10	7,332,742,463	22,798,403,368	
	組入時価比率:99.3%		100.0%	
合計			22,798,403,368	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2ファンドの現況

純資産額計算書

2025年8月29日現在

資産総額	23,279,287,807円
負債総額	69,335,326円
純資産総額(-)	23,209,952,481円
発行済口数	15,207,947,653□
1口当たり純資産額(/)	1.5262円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1委託会社等の概況

<更新後>

(1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

2事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192
単位型株式投資信託	129	721,300
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型公社債投資信託	376	618,921
合計	1,429	68,639,445

3委託会社等の経理状況

<更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)貸借対照表

		前事業年度		当事業年度	
		(2024年	3月31日)	(2025年3	3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年	3月31日)	当事業年度 (2025年)	3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	1		12,507		12,594

				訂正有価証券属
未払法人税等		8,095		10,363
未払消費税等		1,590		2,112
前受収益		15		14
賞与引当金		4,543		5,846
その他		24		-
流動負債計		52,005		49,045
固定負債				
退職給付引当金		2,759		2,618
時効後支払損引当金		602		610
資産除去債務		1,123		1,431
固定負債計		4,484		4,660
負債合計		56,490		53,706
(純資産の部)				
株主資本		59,820		69,751
資本金		17,180		17,180
資本剰余金		13,729		13,729
資本準備金	11,729		11,729	
その他資本剰余金	2,000		2,000	
利益剰余金		28,910		38,841
利益準備金	685		685	
その他利益剰余金	28,225		38,156	
繰越利益剰余金	28,225		38,156	
評価・換算差額等		327		317
その他有価証券評価差額金		327		317
純資産合計		60,147		70,069
負債・純資産合計		116,638		123,775

(2)損益計算書

		前事業年度		当事業年度	
		(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
		至 2024	年3月31日)	至 2025年	年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	

		_		訂止有個証券組
協会費	85		93	
諸経費	2,671		3,372	
営業費用計		82,468		101,835
一般管理費				
給料		13,068		14,094
役員報酬	259		321	
給料・手当	7,985		7,982	
賞与	4,822		5,790	
交際費		87		105
寄付金		117		116
旅費交通費		323		394
租税公課		990		1,537
不動産賃借料		1,235		1,236
退職給付費用		893		598
固定資産減価償却費		2,292		2,309
諸経費		12,483		12,708
一般管理費計		31,491		33,100
営業利益		32,242		44,834

		(自 2023	業年度 3年4月1日 年3月31日)	当事第 (自 2024 至 2025	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	·
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463

法人税等調整額		354	482	
当期純利益		28,183	38,105	

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本						. ш/лгл/	
		資	資本剰余金 利益:			剰余金			
			その他	資本		その他利	益剰余金	利益	株主
	資本金	資 本 準備金	資 本剰余金	剰余金 計	利 益	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	剰余金 合 計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						24,606	24,606	ı	-
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位:百万円)

	評価・捘		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	229	229	87,648
当期变動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	97	97	97
額)			
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

							$(+1\pi$. • 🗖 / 1 1 /
		株主資本						
		資本剰余		資本剰余金利益剰余金				
						その他		
						利益剰余		 +/+ →
	次士会	次 十	その他	資本	되 것	金	利益	株主
	資本金 資 本 資 本 資 本 資 本	資 本	置 本 剰余金	利益準備金	繰	剰余金	資本合計	
		华湘 並	剰余金	合 計	华湘並	越	合 計	
						利 益		
						剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外								
の項目の当期								
変動額(純								
額)								
当期変動額合計	-	-	-	ı	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位:百万円)

	評価・接	桑 算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	9	9	9
額)			
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

	1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
--	---------------------	-------------------------------

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2) その他有価証券

市場価格のない ... 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

時価法

時価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方 法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法

4.外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準

5. 固定資産の減価償却の方法

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
 6~15年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

6 . 引当金の計上基準

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく 退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もり を行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しており ます。

「表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

「追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末		
(2024年3月31日)		(2025年3月31日)		
1.関係会社に対する資産及び負債		1 . 関係会社に対する資産及び負債		
区分掲記されたもの以外で各科	目に含まれている		小で各科目に含まれている	
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであり)ます。	
未払費用	1,939百万円	未払費用	2,204百万円	
2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円		2 . 有形固定資産より控除し 建物	ルた減価償却累計額 1,528百万円	
器具備品	733	器具備品	792	
合計	1,948	合計	2,320	

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度
(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1 . 関係会社に係る注記	1.関係会社に係る注記
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。
受取配当金 7,050百万円	受取配当金 6,591百万円

2.固定資産除却損	
建物	-百万円
器具備品	0
ソフトウェア	30
合計	31

. 固定資産除却損	
建物	0百万円
器具備品	-
ソフトウェア	14
合計	14

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 28,174百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 5,470円
 基準日
 2024年3月31日
 効力発生日
 2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円

基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額38,115百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額7,400円基準日2025年3月31日効力発生日2025年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他(デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
 - 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年却
		5年以内	10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貨	貸借対照表計上額	(単位:百万円)	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 (運用目的・その	-	44,745	-	44,745
他)				
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支

払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約 に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信 託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されている ため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合 は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理すること により、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表 時価		差額
	計上額		
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他 (デリバティブ取引)	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。
- 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 (注2) 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

- () 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	40/T ±77
	1+2/1	5年以内	10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その	-	46,810	-	46,810
他)				
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2025年3月31日)
 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,989百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
(1 /	心地心门見切り知日/幻可し知小/幻可り神正化

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

	// U/ / U / U
債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 1.8% 退職一時金制度の割引率 1.3% 長期期待運用収益率 2.35%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4)	退職給付費用及びその内訳項目の金額
-----	-------------------

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

1 = 3 (= 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	
債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率2.5%退職一時金制度の割引率1.9%長期期待運用収益率2.35%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末	当事業年度末
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

			(内国投資信託
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	Eな原因別の	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生のヨ	Eな原因別の
内訳		内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 との差異の原因となった主な項目別の内訳	说等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人利 との差異の原因となった主な項目別の内訳	兇等の負担率
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.2%
り項目 マルドリー という マルド・マック マック マック マック マック マック マック マック マック マック	5.4%	文敬記当並等水人に血並に昇入される い項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国	0.570	外国子会社からの受取配当に係る外国	0.570
源泉税	0.5%	源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
	27.0%	での記 税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
		3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律」(令:13号)が2025年3月31日に国会で成立したこ2026年4月1日以後開始する事業年度より、人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度によりませる。	和7年法律第ことに伴い、「防衛特別法
		消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産金負債については、法定実効税率を31.0%が変更し計算しております。	から31.5%に

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関す る取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに 関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、 法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金

が2百万円、それぞれ減少しております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

				(単位:百万円)
		前事業年度		当事業年度
	自	2023年4月 1日	自	2024年4月 1日
	至	2024年3月31日	至	2025年3月31日
期首残高		1,123		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-		-
資産除去債務の履行による減少		-		-
見積もりの変更による増加		-		308
期末残高		1,123		1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記](1)に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

尹未十及 (日 2023年4万	I
	前事業年度
区分	(自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

ず未 十及 (ロ 2027十7/7	1 H 2020 T 3/7 3/1 1/
	当事業年度
区分	(自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬(注)	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていな

いため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)		
							資金の借入 (*1)	141,800	短期			
親会社	野村ホール ディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	被所有100%	: 被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	128,100	借入金	13,700
	株式会社						借入金利息 (*1)	123	未払利息	19		

(イ)子会社等

		17.7								
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の貸付 (*1)	2,856	短期 貸付金	757
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	177,500	短期	
ディン	野村ホールディングス	東京都中央区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	185,200	借入金	6,000
	株式会社						借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ)子会社等

種類	会社等	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有	関連当事者との	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
1至大只	の名称	7711128	貝个亚	ず来のいむ	(被所有)割合	関係	40100131	(百万円)	111	(百万円)
ノムラ・	ノムラ・エー				直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期	
子会社	T /	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理			資金の返済 (*1)	5,368	貸付金	2,242
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジ メ ン ト U . S . A . インク	ニ ュ ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) ノムラ·アセット·マネジメント U.S.A.インクが行った有償減資の金額を記載しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度	
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額 11,677円62銭		1 株当たり純資産額 13,603円86銭	
1 株当たり当期純利益 5,471円85銭		1 株当たり当期純利益 7,398円11銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在	
株式が存在しないため記載しておりません。		株式が存在しないため記載しておりません。	
	28,183百万円 28,183百万円 沢 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	38,105百万円 38,105百万円 内訳 5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

· '				
(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容		
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。		

^{* 2025}年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容	
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金	
株式会社SBI証券	54,323百万円	融商品取引業を営んでいます。	
東海東京証券株式会社	6,000百万円		
三菱UFJ eスマート証券株式 会社	7,196百万円		
楽天証券株式会社	19,495百万円		
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいま	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	す。	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円		

^{* 2025}年8月末現在

3 資本関係

<訂正前>

(2024年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・グローバル・オールスターズの2025年1月21日から2025年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・グローバル・オールスターズの2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

<u>次へ</u>

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士

長谷川 敬

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。